

日泰同盟の由來と 同盟条約の正文

日泰同盟の由來と同盟條約の正文

財団法人 日本タイ協會

東京市麹町區霞ヶ関三ノ四、霞山會館



日タイ同盟の由來と同盟條約の正文

同盟締結の由來

タイ國は、我らと同じアジャ人たるタイ民族によつて組織せられる王國でありまして、人口約一千六百萬、國民は愛國尙武の氣性に富み、未だ開發されない各種の資源にも恵まれた國であります。

タイ王國の基礎は、今を去る約七百年前に出來たもので、現王朝は三代目の王朝であります。國王陛下は今次歐洲大戰前から今日まで引きつゞき、瑞西國に御留學中であらせられます。そのため攝政府が首都盤谷に設けられてをりますが、ビーン元帥が總理大臣として國政を掌つてをります。

昭和七年憲法が發布せられて近代的立憲王國となつて以來、國政も國民の志氣も奮と一變しまして、日本との提携によつて英國その他外國勢力の排除に努力し、タイ國の光輝ある自主的發展を遂げようとする旺盛な意氣が勃興して來ました。英米等は日タイ兩國の接近を極力妨害するに努めました。タイ國政府は、蔣介石政権下の支那政府と異なり、東亞解放と東亞新秩序の建設に關する日本の公正な意圖を充分理解して、深く日本に信頼してゐましたから、英米の宣傳謀略等に惑はされることなく、大東亞戰爭の勃發と共に、直ちに日本と同盟を結んで英米に宣戰を布告したのであります。

東南アジアの唯一の古い獨立國たるタイ國が、日本と同盟して東亞の再建と米英擊滅の共同目的のため戰つて居ることは、他のアジア諸民族に對しても、その前途に大きな希望と光明とを與へるものでありまして、兩國は今後益々その結合を固くし、一身同體となつて戰爭の完遂に邁進せねばならぬのであります。

日タイ同盟の締結については、大東亞戰爭が勃發してから三日の後、即ち昨年十二月十一日、日タイ兩國間に基礎的諒解が成立して、そのことが即日世界に向つて發表せられ、越えて同月二十一日條約正文が調印されたのであります。此の調印式はタイ國首都盤谷の王室禮拜堂内エメラルド佛の佛前で嚴肅裡に舉行せられ、タイ國ビーン首相と我が坪上大使とが夫れ々兩國を代表して調印しました。

同盟條約の正文

大日本帝國政府及「タイ」王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ガ東亞興隆ノ唯一ノ方途ニシテ且世界平和ノ恢復及増進ノ絶對要件タルコトヲ確信シ之ガ障礙ト爲レル一切ノ禍根ヲ免除根絶スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條 日本國及「タイ」國ハ相互ノ獨立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ同盟ヲ設定ス

第二條 日本國又ハ「タイ」國ト一又ハ二以上ノ第三國トノ間ニ武力紛争發生スルトキハ「タイ」國又ハ日本國ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國ニ加擔シ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援スベシ

第三條 第二條ノ實施細目ハ日本國及「タイ」國ノ權限アル官憲間ニ協議決定セラルベシ

第四條 日本國及「タイ」國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭ノ場合ニ於テハ相互ノ完全ナル了解ニ依リニ非ザレバ休戰又ハ講和ヲ爲サザルベキトヲ約ス

第五條 本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年十二月二十一日即チ佛曆二千四百八十四年十二月二十一日「バンコック」ニ於テ本書二通ヲ作成ス